

小水力発電開発促進支援事業 補助金（流量調査）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「小水力発電開発促進支援事業 補助金（流量調査）」（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定める。

（目的）

第2条 この補助金は、小水力発電の開発を行う者に対して、発電施設の事業化に向けた流量調査の経費の一部又は全額を助成することにより、地域が主体となって取り組む小水力発電の開発を促進し、もって地域の活性化に資することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 小水力発電 最大出力20kW未満の水力発電施設を利用して発電することをいう。
- 二 小水力発電事業 前号により発電した電気を再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）に基づき全量売電をすることをいう。ただし、FITの地域活用要件において、FITによる売電以外で活用する電気についてはこの限りでない。
- 三 流量調査 河川等の流量を「発電水力流量調査の手引き」（社団法人 電力土木技術協会）に基づき、毎月、実測調査することをいう。
- 四 設計 流量調査等を踏まえて小水力発電施設の建設工事に係る設計を行うことをいう。

（補助申請者）

第4条 この要綱の規定に基づき補助金の交付を申請することができるのは、「農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動」又は「環境の保全を図る活動」を主たる目的とする特定非営利活動法人（主たる事業所の所在地が山口県内）、法人格を有する自治会その他山口県公営企業管理者（以下「管理者」という。）が認める法人あるいは発電施設の設計開始までにこれらの法人を設立する予定の任意団体代表者又は個人で、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- 一 山口県内で新たに小水力発電施設を整備し、小水力発電事業を計画していること。
- 二 補助金を受けて小水力発電事業を行った場合は、売電開始後20年間に発生した利益は、毎年度、地域活性化の事業に全額充当すること。
- 三 山口県企業局（以下「企業局」という。）の行う小水力発電開発促進支援事業の技術支援事業に申し込んでいること。
- 四 流量調査は、山口県の「建設工事等競争入札参加資格」を有する業者に委託すること。
- 五 企業局が行う小水力発電に関する啓発活動に協力できること。
- 六 申請者は、山口県税の滞納をしていないこと。また、山口県暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団との関係を有しない者であること。

(交付の対象及び補助率等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助金限度額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、管理者が定める期日までに、小水力発電開発促進支援事業 補助金（流量調査）交付申請書（別記第1号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 事業計画書及び収支予算書(別記第1号様式別紙)
- 二 調査地点の使用に関する書類（占有許可証、賃貸借契約書等）
- 三 調査地点の位置図
- 四 法人概要（任意団体の場合は団体概要）
- 五 法人定款
- 六 登記簿謄本(任意団体代表者又は個人の場合、住民票)
- 七 直近の事業年度の財務諸表（法人の場合）
- 八 納税証明書(都道府県税に未納税額がないことを記載したもの)
- 九 その他参考となる書類

3 前項の規定にかかわらず、管理者は、特に必要があると認めるときは、前項第一号から第八号までに掲げる書類の全部又は一部の添付を省略させることができる。

(補助金の交付の決定)

第7条 管理者は、前条第1項の申請書の提出があった場合において、「小水力発電開発促進支援事業 審査委員会」を開催し、審査の上、予算の範囲内において、補助金の交付の決定をする。

2 管理者は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第8条 管理者は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに付された条件を補助金の交付の申請をした者に通知する。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から20日以内(管理者が別に期間を定めたときは、その期間内)に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 管理者は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき又は補助事業を遂行することができなくなったとき(補助事業者(第7条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者をいう。以下同じ。))の責めに帰すべき事情による場合を除く。)は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 管理者は、前項の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要なとなった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費について、補助金を交付することができる。

一 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

二 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

3 前項の規定による補助金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る補助事業についての補助金等に準ずるものとする。

4 第8条の規定は、第1項本文の場合について準用する。

(補助事業の変更等に係る承認の申請等)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容若しくは補助事業に要する経費を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ小水力発電開発促進支援事業 補助金(流量調査)変更等承認申請書(別記第2号様式)を管理者に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

一 補助対象経費の10%以内の変更

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助事業の遂行の状況を記載した書類を管理者に提出して、その指示を受けなければならない。

(報告)

第12条 管理者は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告をさせることができる。

(指示)

第13条 管理者は、前条の報告等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、必要な指示をすることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は3月20日のいずれか早い日までに小水力発電開発促進支援事業 補助金(流量調査)実績報告書(別記第3号様式)を管理者に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 管理者は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査の結果、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知する。

(是正のための措置)

第16条 管理者は、第14条の実績報告書の提出があった場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これに適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第14条の規定は、補助事業者が前項の規定により命ぜられた措置の実施を完了した場合について準用する。

(補助金の請求)

第17条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとする場合は、第15条の規定による補助金の額の確定通知がなされた後速やかに小水力発電開発促進支援事業 補助金（流量調査）支払請求書（別記第4号様式）を管理者に提出するものとする。

(決定の取消し)

第18条 管理者は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 補助金を他の用途に使用したとき。
- 二 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第8条の規定は、第1項の場合について準用する。

(補助金等の返還)

第19条 管理者は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第20条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況及び当該補助事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、補助事業の完了した日の属する県の会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しておかなければならない。

(財産の処分の承認)

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に反

して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ小水力発電開発促進支援事業 補助金（流量調査）財産処分承認申請書（別記第5号様式）を管理者に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、次に掲げる場合には、同項の承認を受けることを要しない。

一 補助事業者が補助金の全部に相当する金額を企業局に納付した場合

二 当該財産の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数をいう。)の期間(管理者が別に期間を定めたときは、その期間)を経過した場合

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月21日から施行する。

別表（第5条関連）

区 分	内 容
交付対象経費	発電施設の事業化に向けた流量調査に要する調査分析費、機械器具費及び工事費（千円未満は切捨）、用地賃借料。 ただし、用地取得費に要する経費を除く。
補助率	10/10
補助金限度額	2,000千円（12か月分） ※申請年度の調査期間が12月に満たない場合は、月割り額を限度額とする。

※他の補助金・助成金等の採択を受けた事業は、本補助金の交付の対象とならない。

※消費税及び地方消費税は、補助金の対象外とする。